

○大府市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が締結する電子契約の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担当者 大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号）第3条第1号に規定する契約担当者をいう。
- (2) 契約者 大府市契約規則第3条第2号に規定する契約者をいう。
- (3) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項に規定する契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）を作成することにより締結する契約をいう。
- (4) 電子契約サービス サービス提供事業者が契約担当者及び契約者の指示を受けて、電子契約書にサービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子署名サービスをいう。
- (5) サービス提供事業者 本市と電子契約サービスの提供に係る契約を締結する事業者をいう。
- (6) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (7) アクセスコード 第三者による文書の閲覧を防止するための符号をいう。
- (8) パスワード 電子契約サービスに接続するために必要となる符号をいう。
- (9) アカウント 電子契約サービスに接続するための権利をいう。

(電子契約の締結方法)

第3条 電子契約の締結は、サービス提供事業者の提供する立会人型電子契約サービスを利用して行うこととする。

- 2 契約担当者及び契約者は、利用する電子契約サービスの利用方法に従って利用しなければならない。
- 3 電子署名は、契約者、契約担当者の順に行うこととする。

(電子契約の対象)

第4条 電子契約にて締結することができる契約は次の各号に該当するものとする。

- (1) 建設工事
- (2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務委託
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する契約は除くものとする。
 - (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
 - (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約
- 3 市長は、入札公告、入札執行通知又は随意契約における見積依頼の際に、その契約が電子契約によることができる契約か否かを明示するものとする。

(利用の申出)

第5条 一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者は、参加しようとする当該案件に係る契約締結の方法について電子契約又は書面のいずれか希望する方法を、入札公告、指名競争入札通知等において市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

2 随意契約をする場合において、契約担当者の見積書の徴取に応じて見積書を提出しようとする者は、当該案件に係る契約締結の方法について電子契約又は書面のいずれか希望する方法を、見積書徴取通知等において市長が定める申出方法に従って申し出なければならない。

3 前2項の申出において電子契約を希望する者は、電子契約サービスを利用する前に、電子契約利用申出書を契約担当者に提出するものとする。

(パスワード等の適切な管理)

第6条 電子契約サービスの利用者は、パスワード及びアクセスコードを他者に知られないように適切に管理しなければならない。

2 契約者は、アクセスコードの漏えい等の事故があったときは、直ちにその旨を契約担当者に報告しなければならない。

(電子契約サービスの運用及び管理)

第7条 契約担当課は、電子契約サービスの運用及び管理に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) アカウントの設定及び変更
- (2) パスワードの設定及び変更
- (3) 契約者のメールアドレス及びアクセスコードの登録
- (4) その他電子契約サービスの適正な運用及び管理のために必要な事務

(電子契約書の保存)

第8条 電子契約書の正本は、電子契約サービスのファイルサーバー内に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータを保存する等、前項の規定による保存以外の保存方法であっても、電子契約書の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約書の有効性に関する法令等の規定に違反する場合においては、この限りでない。

(書面の契約書への切替え等)

第9条 システム障害、広域停電等により電子契約サービスが利用できない場合の契約の締結の方法は、書面によることとする。

2 変更契約を締結する場合において、契約担当者が必要と認める場合は、原契約が電子契約によるものか否かに関わらず、電子契約又は書面の契約書のいずれによっても当該変更契約を締結することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。